

医業トピックスQA

今月の院長先生からの質問



Q

今回、厚生局より監査が入り、過去 3 年分の診療報酬の返還請求を受けました。この場合は、返戻や査定減と同じように、今年の医業収入から控除、もしくは必要経費に算入してもいいのですか？

A

まず、毎月継続的に発生する診療報酬の返戻や査定減と、今回のような監査の指摘による過去 3 年分などの診療報酬の返還請求では、税務上の取り扱いが異なりますので注意が必要です。

返戻や査定減は実際に請求したものが入ってこない、もしくは、当月分から控除されて入金されてきますので、原則いったん差額を医業収益から取り消します。そして再請求時に再度医業収益として計上します。

しかし、監査による、診療報酬の返還請求に関しては、返還通知を受けた年の医業収益から控除することはできません。債務の確定したとき（すなわち返還通知を受けた年）の必要経費に算入、もしくは年度を遡って更生という考えもあるかとは思いますが、所得税法では資産損失という考え方があり、今回の場合は、経済的成果が失われると認識されるのは、実際に返還した時と思われる。これは、裁判事例にもありますが、「納税者の担税力に着目すると、納税者が現実とその利益を支配し、そこから経済的成果を享受している場合は少なくとも現実に返還されるまでは、担税力を有すると解するのが相当である。」としています。

よって、今回の事例では、必要経費に算入する時期は実際に返還したときとするのが妥当と思われます。

今月の時事ニュース

『調剤ポイント禁止、半年延期』

厚労省は、中央社会保険医療協議会の総会に於いて保険調剤の一部負担金を患者が支払う際にポイントを付与するサービスを原則禁止とする「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」などの一部改正の施行日を当初の予定より半年遅れの 10 月 1 日とする案を当会で示し、了承された。改正案の施行が半年遅れとなった背景には、1 月に行った意見公募手続きによりポイントサービスを行っている薬局や当該サービスの利用者が相当数いると推測できることから準備期間を十分に設ける措置を斟酌するためである。元来この問題は、平成 23 年 11 月の総会にてポイント付与を原則禁止するための「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」を改正し平成 24 年 4 月 1 日施行が了承されていた。但し、患者の支払における利便性向上であると判断されるものについては禁止対象から外された。意見総数 13,863 件のうち 13,008 件実に 94%が医療保険制度上、問題は無いとの反対意見であるのも拘らず半年後の 10 月 1 日には施行となる。施行動向は暫く注視の対象と思われる。